

# 未熟児養育医療費の給付を申請される方へ



- 制度について

この制度は、出生体重が 2,000 グラム以下または身体機能が未熟と医師が判断し、入院養育の必要を認めたお子様に医療費の給付を行うものです。

- 申請期限

**出生日から 1 か月以内**(入院中)にこども家庭センターまたは東保健相談センターの窓口、または電子申請（裏面参照）にて申請を行ってください。<u>1か月以内に退院される場合は、入院中に申請してください。</u>

- 申請の流れ

申請書類を審査し給付が決定しますと、養育医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りません。

養育医療券の有効期間は養育医療意見書に基づいています。最長で 1 歳の誕生日の前々日までとなります。 養育医療は入院治療が対象ですので、退院後の通院や再入院は対象外となります。

【申請時の必要書類、持ち物】　□…必ず必要　　△…場合により必要

★申請日の日付は職員の確認後に記入していただきますので、ご自宅で記入される方は空欄のままでお願いします。

| | | |
|---|---|---|
| □ | ①養育医療給付申請書 | 申請者（保護者）の方が記入してください。 |
| □ | ②養育医療意見書 | 主治医に記入、押印してもらってください。 |
| □ | ③世帯調書 | 申請者(保護者)の方が記入してください。お子様を含む世帯全員分をご記入ください。 |
| □ | ④委任状（福祉医療費受領委任） | 申請者（保護者）の方が記入してください。 |
| □ | ⑤福祉医療費受給者証 | 委任状（福祉医療費受領委任）に番号を記載します。 |
| □ | ⑥健康保険加入が確認できるもの | お子様の氏名が入った「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」、マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」のいずれか<br>※お子様名義のものがお手元にない場合、扶養する保護者の方名義のものをお持ちください。 |
| □ | ⑦マイナンバーカード<br><u>世帯全員分</u> | マイナンバーカードがない場合は、個人番号通知書、個人番号記載の住民票でも可。 |
| □ | ⑧母子健康手帳 | 出生届出済証明を確認します。 |
| △ | ⑨市町村民税を確認できる書類<br>(各務原市の課税情報で確認できない方のみ)<br>※1（裏面参照） | 市外から転入され、各務原市で課税されていない方は、対象課税年度の1月1日に住所のあった市町村で書類の交付を受けてください。<br>※1 に該当し、市町村民税が課せられている世帯員全員について、【市町村民税を確認できる書類】が必要です。（裏面参照） |
| □ | ⑩申請者(保護者)の本人確認書類 | a　顔写真付の官公署発行のもの 1 点<br>（例）マイナンバーカード・運転免許証など<br>b　顔写真のないもの 2 点<br>（例）健康保険証・通知カードなど<br>※申請者以外が来所する場合、委任状（代理人申請用）と代理人の本人確認ができるものも必要です。 |

※1 【各務原市の課税情報で確認できない方】

| | 申請月 | 住所地 |
|---|---|---|
| □ | 今年の１月～５月の場合 | 前年の１月１日時点で各務原市に住所がない方 |
| □ | 今年の６月～12 月の場合 | 今年の１月１日時点で各務原市に住所がない方 |

Yes

【市町村民税を確認できる書類】

| 申請月 | | 提出書類（下記のうちいずれか１点） | | |
|---|---|---|---|---|
| ４月～５月 | ６月～３月 | | | |
| 前住所地で前年度分の書類(前々年度の所得) | 前住所地で今年度分の書類(前年度の所得) | □ | 所得課税証明書 | 配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国税額控除額が明記されているもの |
| | | □ | 市民税・県民税　納税通知書 | |
| | | □ | 市民税・県民税　公的年金特別徴収税額決定通知書 | |



## 電子申請でも受付しています。

表面の必要書類をご準備の上、下記から申請を行ってください。
マイナポータルのサイトにアクセスできます。

※申請にはスマートフォンもしくは IC カードリーダライタ付きのパソコンが必要です。

【お問合せ】
各務原市こども家庭センター　電話 058-383-1116

各務原市ウェブサイト「養育医療の給付」もご覧ください。

R8 年 10 月作成